

総 会 議 事 録

1. 開催日時 平成30年3月15日(木) 午前9時30分
 2. 開催場所 瀬戸内市中央公民館 研修室
 3. 農業委員 11名中9名出席し、その氏名は次のとおり
太 田 修 尾 上 昭 則 野 田 稔 藤 原 由 果
木 下 泉 石 黒 五 月 大 内 美 智 子 大 森 茂 利
藤 澤 美 芳

欠席委員
由 喜 門 尊 久 山 英 之
 4. 農地利用最適化推進委員
山 本 満 政 立 岡 元 大 森 一 廣 岡 崎 浩
田 中 伸 五 原 田 敏 一 三 浦 義 弘 大 森 幹 男
福 池 正 美 射 越 誠 一
 5. 議事に参与した者
事務局長 小林 裕治
事務局 島 宏彰
事務局 久山 貴史
事務局 大原 康岐
 6. 議事内容
報告事項 農地法許可に係る専決処分について
第1号議案 農地法第3条許可申請について
第2号議案 農地法第4条許可申請について
第3号議案 農地法第5条許可申請について
第4号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について
(利用権設定・利用権移転)
- そ の 他

事務局 開会を宣言する（午前9時30分）
定刻となりましたので、これより平成29年度瀬戸内市農業委員会、第12回の総会を始めさせていただきます。開会にあたりまして、木下会長よりごあいさつを申し上げます。

議長（会長） おはようございます。このところ非常に暖かい日が続きまして、年度末ということで非常に慌ただしい中での出席ありがとうございます。あとで事務局から説明があると思いますが、昨日、県に諮問しておりました案件の現地調査があり、先月審議した福田鉄工の案件については許可として答申をいただきました。それでは、本日もよろしく申し上げます。

事務局長 ありがとうございます。ただいまの農業委員の出席数は定数11名のうち9名ということで、瀬戸内市農業委員会総会議事規則第7条により、この総会が成立していることをご報告いたします。なお、由喜門委員、久山委員からは欠席の届出があったことを申し添えます。以降の議事の進行につきましては木下会長よろしく申し上げます。

議長 それでは、本日の議事録署名委員さんを指名させていただきます。本日の署名委員さんに尾上委員、野田委員、よろしく申し上げます。早速ですが、議題の方に入らせて頂きます。最初に、報告事項、農地法許可に係る専決処分について、事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、本日の議案の説明に入らせて頂きます。座って説明させていただきます。
議案資料1ページをご覧ください。農地法許可に係る専決処分についてでございます。平成29年度瀬戸内市農業委員会第11回総会で農地転用許可と議決されました、株式会社ハッピークリエーション外1件の農地法第5条許可申請につきまして、平成30年2月26日付けで瀬戸内市長から承諾がありましたので、同日付けで許可しておりますことを報告したものとなっております。なお、同様に開発案件でございました■■■■及び■■■■の農地法第5条許可申請（邑久町山田庄 田 各2筆 共同住宅）につきましては、開発協議申請にあたり、書類不備があり、申請受付が保留となったため、農業委員会としても許可を保留しております。
また、今回の議案には記載していませんが、同じく平成29年度瀬戸内市農業委員会第11回総会で農地転用許可と議決されました、株式会社福田鉄工による農地法第5条許可申請につきましては、転用面積が3,000㎡を超えておりましたので、岡山県農業会議に諮問しており、昨日、3月14日に現地調査の上、許可が適当であ

る旨の意見答申を受けましたので、同日付けで許可しております。
こちらにつきましては、4月総会で改めて報告させていただきます。
以上で事務局からの説明を終わります。

議 長 はい、ありがとうございました。ただ今の報告事項につきまして何かご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

(意見なし)

議 長 それでは、ご意見がないようですので、この件につきましては、報告承認とさせていただきます。

それでは続きまして第1号議案、農地法第3条許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 議案資料の2頁目をご覧ください。農地法第3条許可申請についてでございます。

【1番案件】

譲受人「牛窓町長浜■■ ■■ ■■ ■■■」。譲渡人「牛窓町長浜■■ ■■ ■■ ■■■」。農地の所在地は「牛窓町長浜6855-31」。登記地目、現況地目はいずれも「畑」。面積は461㎡。「牛窓町長浜6855-38」。登記地目、現況地目はいずれも「畑」。面積は387㎡。譲受人の農地までの距離は1,000m。耕作面積は9,420㎡となっております。家族数、耕作者数は2名。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■■となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■ ■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、申請地はこれまでも譲受人の「■■ ■■■」さんが譲渡人の「■■ ■■」さんから借り受けて「畑」として耕作しており、今後も引き続き、譲受人の「■■ ■■」さんが

「畑」として耕作を行うことから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の松尾委員さんとで現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済みです。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

【2番案件】

譲受人「邑久町山手■■■ ■■■ ■■■ ■ ■■■」。譲渡人「大阪府堺市南区原山台■■■ ■■■ ■■■ ■ ■■■」。農地の所在地は「邑久町山手1071」。登記地目、現況地目はいずれも「畑」。面積は556㎡。「邑久町山手2326」。登記地目、現況地目はいずれも「田」。面積は6,856㎡。譲受人の農地までの距離は1,000m。耕作面積は141,422㎡です。家族数、耕作者数はいずれも2名。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■■■となっております。第2項第1号について、譲受人の「■■■ ■■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、農作業に従事する家族の状況等から、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、申請地はこれまでも譲受人の「■■■ ■■■」さんが譲渡人の「■■■ ■■■」さんから申請地を借り受けて、「田」及び「畑」として耕作しており、今後も同様に「田」及び「畑」として耕作を行うことから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の立岡委員さんとで現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済みです。

【3番案件】

譲受人「邑久町豆田■■■ ■■■ ■■■ ■ ■■■」。譲渡人「神奈川県横浜市神奈川区西寺尾■■■ ■■■ ■■■ ■ ■■■」。農地の所在

地は「邑久町豆田 8 5 2 - 3」。登記地目、現況地目はいずれも「田」。面積は 752 m²。「邑久町豆田 8 5 3」。登記地目、現況地目はいずれも「畑」。面積は 139 m²。「邑久町豆田 8 5 4」。登記地目、現況地目はいずれも「畑」。面積は 249 m²。譲受人の農地までの距離は 30m。耕作面積は 4,762 m²です。家族数、耕作者数はいずれも 2 名。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので 10aあたり■■■となっております。

第 2 項第 1 号について、譲受人の「■■■ ■■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、農作業に従事する家族の状況等から、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第 2 項第 2 号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第 2 項第 3 号について、信託ではないので適用はありません。

第 2 項第 4 号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第 2 項第 5 号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えております。

第 2 項第 6 号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第 2 項第 7 号について、申請地はこれまで譲渡人の「■■■ ■■■」さんが「田」及び「畑」として耕作しており、譲受人の「■■■ ■■■」さんも同様に「田」及び「畑」として耕作を行うことから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の大森委員さんとで現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済みです。

【 4 番案件】

譲受人「邑久町向山■■■ ■■■ ■■■ ■ ■■■」。譲渡人「岡山市北区野田■■■ ■■■ ■■■ ■ ■■■」。農地の所在地は「邑久町向山■■■」。登記地目、現況地目はいずれも「田」。面積は 2,413 m²。譲受人の農地までの距離は 1,500m。耕作面積は 9,142 m²です。家族数、耕作者数はいずれも 2 名。取得の理由は「贈与」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので 10aあたり■■■となっております。

第 2 項第 1 号について、譲受人の「■■■ ■■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、

農作業に従事する家族の状況等から、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、申請地はこれまで譲渡人の「■■ ■■」さんが「田」として耕作しており、譲受人の「■■ ■■」さんも同様に「田」として耕作を行うことから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の岡崎委員さんとで現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済です。

【5番案件】

譲受人「邑久町向山■■ ■■ ■■ ■ ■■」。譲渡人「奈良県北葛城郡王寺町畠田■■ ■■ ■■ ■ ■■」。農地の所在地は「邑久町向山243-1」。登記地目は「田」、現況地目は「畑」。面積は1,139㎡。譲受人の農地までの距離は10m。耕作面積は18,222.33㎡です。家族数、耕作者数はいずれも2名。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■■となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■ ■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、農作業に従事する家族の状況等から、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、申請地はこれまで譲渡人の「■■ ■■」さんが「畑」として耕作・管理しており、譲受人の「■■ ■■」さんも同様に「畑」として耕作を行うことから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の岡崎委員さんとで現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済です。

【6番案件】

譲受人「邑久町箕輪■■ ■■ ■■ ■ ■■■」。譲渡人「邑久町箕輪■■ ■■ ■■ ■ ■■■」。農地の所在地は「邑久町箕輪243-1」。登記地目、現況地目はいずれも「田」。面積は1,139㎡。譲受人の農地までの距離は10m。耕作面積は5,562㎡です。家族数は5名、うち耕作者数は4名。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■■となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■ ■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、農作業に従事する家族の状況等から、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、申請地はこれまで譲渡人の「■■ ■■」さんが「田」として耕作しており、譲受人の「■■ ■■」さんも同様に「田」として耕作を行うことから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の原田委員さんとで現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済です。

【7番案件】

譲受人「邑久町尻海■■ ■■ ■■ ■ ■■■」。譲渡人「倉敷市老松町■■ ■■ ■■ ■ ■■■」。農地の所在地は「邑久町尻海367-1」。登記地目、現況地目はいずれも「田」。面積は415㎡。「邑久町尻海368-1」。登記地目、現況地目はいずれも「畑」。

面積は192㎡。「邑久町尻海369-1」。登記地目、現況地目はいずれも「畑」。面積は10㎡。譲受人の農地までの距離は10m。耕作面積は5,927㎡です。家族数は3名、うち耕作者数は2名。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■■■となっております。第2項第1号について、譲受人の「■■■ ■■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、農作業に従事する家族の状況等から、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、申請地はこれまで譲渡人の「■■■ ■■■」さんが「田」及び「畑」として管理・耕作しており、譲受人の「■■■ ■■■」さんも同様に「田」及び「畑」として耕作を行うことから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の三浦委員さんとで現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済みです。

【8番案件】

譲受人「長船町東須恵■■■ ■■■ ■■■ ■■■ ■■■」。譲渡人「長船町東須恵■■■ ■■■ ■■■ ■■■ ■■■」。農地の所在地は「長船町東須恵1181」。登記地目、現況地目はいずれも「畑」。面積は459㎡。「長船町東須恵1181」。登記地目、現況地目はいずれも「畑」。面積は459㎡。譲受人の農地までの距離は30m。耕作面積は17,539㎡です。家族数、耕作者数はいずれも2名。取得の理由は「贈与」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり無償となっております。第2項第1号について、譲受人の「■■■ ■■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、農作業に従事する家族の状況等から、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、申請地はこれまで譲渡人の「■■ ■■」さんが「畑」として耕作しており、譲受人の「■■ ■■」さんも同様に「畑」として耕作を行うことから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の大森委員さんとで現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済です。

【9番案件】

譲受人「長船町飯井■■ ■■ ■■ ■ ■■」。譲渡人「岡山市中区国府市場■■ ■■ ■■ ■ ■■」。農地の所在地は「長船町飯井1526-1」。登記地目、現況地目はいずれも「畑」。面積は236㎡。譲受人の農地までの距離は20m。耕作面積は5,071㎡です。家族数、耕作者数はいずれも1名。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■■となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■ ■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、農作業に従事する家族の状況等から、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、申請地はこれまでも譲受人の「■■ ■■ ■■」さんが譲渡人の「■■ ■■」さんから借り受けて「畑」とし

て耕作しており、今後も同様に「畑」として耕作を行うことから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の福池委員さんとで現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済みです。

以上、事務局から第1号議案の説明を終わります。

議 長 はい、ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員さんのご意見を伺いたいと思います。1番案件について、担当委員さんが欠席のため、代わりに事務局から、お願いします。

事 務 局 担当委員の松尾委員が欠席ということなので、事務局の方で代わりに説明させていただきます。申請地はこれまでも譲渡人の■■さんが譲受人の■■さんより借り受けて耕作をしている土地でございます。譲受人の■■さんは現在、お勤めですが、定年後も農業をしていくことを予定していないため、■■さんに譲渡するものです。担当委員の松尾委員からも■■さんの営農状況から特に問題はないということ聞いております。

議 長 はい、ありがとうございました。続いての2番案件について、担当委員さん、立岡委員さん、お願いします。

立 岡 委 員 大阪に住んでいらっしゃる■■さんが相続により取得した農地で、相続してからは譲受人の■■さんが耕作しており、■■さんも高齢になってきたので、今回、売買の話になったようです。■■さんも法人を作って、大規模に耕作している農家なので特に問題はないと思われま。

議 長 はい、ありがとうございました。続いての3番案件について、担当委員さん、大森委員さん、お願いします。

大 森 委 員 この案件は邑久町豆田の物件でございます。譲渡人の親族である■■さんが耕作するという案件でございますので、よろしく申し上げます。

議 長 はい、ありがとうございました。続いての4番、5番案件について、担当委員さん、岡崎委員さん、お願いします。

岡 崎 委 員 まず、4番案件ですが、譲受人と譲渡人は親戚関係にあります。譲渡人が岡山市の方に引っ越されたことで管理が難しくなったため、譲受人の贈与するものです。5番案件については、譲渡人は結婚するまでは譲受人の隣地に住まわれており、親がいる間は管理もしていましたが、親が亡くなったことで管理もできなくなるということで隣地にお住まいの譲受人に譲渡することになったそうです。特に問題はないと思われま。

- 議 長 はい、ありがとうございました。続いての6番案件について、担当委員さん、原田委員さん、お願いします。
- 原 田 委 員 譲受人の■■■さんは箕輪で働きながら耕作しており、家の近くの土地ということで譲り受けるものです。現地を確認しても特に問題はなさそうなので、よろしくお願いします。
- 議 長 はい、ありがとうございました。続いての7番案件について、担当委員さん、三浦委員さん、お願いします。
- 三 浦 委 員 譲渡人の■■■さんは父親が亡くなったことで相続により申請地を取得したものです。■■■さんはこちらに住む予定も耕作を続けていく予定もないそうなので、申請地隣地の■■■さんに譲渡することとなったものです。よろしくお願いします。
- 議 長 はい、ありがとうございました。続いての8番案件について、担当委員さん、大森委員さん、お願いします。
- 大 森 委 員 ■■■さんは息子さんが瀬戸内市に帰られて家を建てるそうで、農業も息子さんと協力して続けていくようです。申請地は家を建てる土地の隣地にあり、■■■さんも高齢となってきたため、■■■さんが取得して耕作をしていくそうです。特に問題はないと思います。
- 議 長 はい、ありがとうございました。続いての9番案件について、担当委員さん、福池委員さん、お願いします。
- 福 池 委 員 申請地は譲受人の■■■さんが、ここ数十年耕作されており、今回譲渡人の■■■さんから譲渡を受けるようです。特に問題はないので、よろしくお願いします。
- 議 長 はい、ありがとうございました。以上で担当委員さんからの意見は終わりましたが、何かご意見、ご質問がありましたらお願いします。
- (意見なし)
- 議 長 ご意見ないようですので、採決に入らせていただきます。
- ただ今の第1号議案農地法第3条許可申請について、許可に賛成の方、挙手願います。
- (賛成者挙手)
- 議 長 はい、全員賛成ということで、許可を決定させていただきます。
- 続きまして第2号議案、農地法第4条許可申請について、事務局の説明をお願いします。
- 事 務 局 それでは第2号議案、農地法第4条許可申請についてご説明いたします。議案資料3頁目をご覧ください。

【1番案件】

申請人「岡山市北区大学町■■■ ■■■ ■■■ ■■■」。土地の所在地は「邑久町大窪338-11」。地目は「畑」。面積は3.55㎡。転用目的は「道路」。施設の概要は「道路 3.55㎡」。農地区分は

第2種農地で10aあたりの収量は普通畑となっております。隣地への被害はありません。なお、農用地区域外農地です。場所につきましては、資料6ページをご覧ください。大窪八幡宮から南西へ約400mのところに位置しております。

以上、事務局からの説明を終わります。

議 長 はい、ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員さんのご意見を伺いたいと思います。担当委員さん、田中委員さん、お願いします。

田 中 委 員 この案件についてですが、道路の三叉路の隅切りとして転用するものです。この先の土地を分譲地として開発することに伴い、市の要望により実施するものです。別に問題はないと思われまますので、審議の方をよろしくお願いします。

事 務 局 補足ですが、こちらの案件については委員さんが先ほど言われましたように申請地の先に開発案件がございまして、開発審議会の方で通行の安全性の確保ということで要望したものです。そのため、市の方が買収して道路にするということではなく、開発事業者の方が施工して、最終的には市の方に寄贈するということになります。

議 長 はい、ありがとうございました。それでは、ただいまの第2号議案につきまして何かご意見、ご質問ありましたらお願いいたします。
(意見なし)

はい、ご意見ないようですので、採決に入らせて頂きます。

第2号議案農地法第4条許可申請について、許可に賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議 長 はい、全員賛成ということで、許可を決定させて頂きます。
続きまして第3号議案、農地法第5条許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 それでは第3号議案、農地法第5条許可申請についてご説明いたします。議案資料3頁目をご覧ください。

【1番案件】

譲受人「牛窓町牛窓2718番地 寺社 観音院 代表役員 中村 栄恭」。土地の所在地は「牛窓町牛窓3484-1」。地目は「畑」。面積は503㎡。転用目的は「墓地」。施設の概要は「墓地用地 503㎡」。農地区分は第2種農地で10aあたりの収量は普通畑となっております。資金は自己資金が■■となっております。隣地への被害はありません。なお、所有権移転によるもので、10aあたり■■となっております。また、農用地区域外農地です。場所につ

きましては、資料7ページをご覧ください。ホテル・リマーニから北東へ約200mのところ position しております。

【2番案件】

譲受人「岡山市東区西大寺浜■■■■」。譲渡人「邑久町豆田■■■■」。土地の所在地は「邑久町豆田1190-1」。地目は「畑」。面積は870㎡。転用目的は「露天駐車場」。施設の概要も「露天駐車場 870㎡」。農地区分は第2種農地で10aあたりの収量は普通畑となっております。資金は自己資金が■■■。隣地への被害はありません。なお、所有権移転によるもので10aあたり■■■となっております。また、農用地区域外農地です。場所につきましては、資料8ページをご覧ください。豆田水源地から北へ約100mのところ position しております。

【3番案件】

譲受人「長船町土師2548番地 寺社 正通寺 代表役員 稲谷祐慈」。譲渡人「岡山市北区奥田本町■■■■」。土地の所在地は「長船町土師2561-1」。地目は「畑」。面積は208㎡。「長船町土師2566-1」。地目は「畑」。面積は274㎡。転用目的は「露天駐車場」。施設の概要も「露天駐車場 482㎡」。農地区分は第2種農地で10aあたりの収量は普通畑となっております。資金は自己資金が■■■。隣地への被害はありません。なお、所有権移転によるもので10aあたり■■■となっております。また、農用地区域外農地です。場所につきましては、資料9ページをご覧ください。正通寺から北東へ約30mのところ position しております。

以上、事務局からの説明を終わります。

- 議 長 はい、ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員さんのご意見を伺いたいと思います。まず、1番案件について、担当委員さん、山本委員さん、お願いします。
- 山本委員 それでは1番案件について説明します。申請人の観音院、通称、東寺は申請地一体を墓地として整備されている状況にありまして、今回の案件も事業拡大によるもので特に問題はないと思われまます。
- 議 長 はい、ありがとうございました。続いての2番案件について、担当委員さん、大森委員さん、お願いします。
- 大森委員 2番案件は、隣接する会社の露天駐車場として整備するもので、周囲には農地も残らなくなるので、特に問題はないと思われまますので、よろしくお願いします。
- 議 長 はい、ありがとうございました。続いての3番案件について、担当委員さん、射越委員さん、お願いします。

射越委員 この3番案件については、正通寺さんの駐車場がないということで申請地の所有者さんが土地を提供するというのでまとまった話で
議 長 はい、ありがとうございます。特に問題はなさそうなので、よろしくお願ひします。
議 長 はい、ありがとうございます。それでは、ただいまの第3号議案
につきては何かご意見、ご質問ありましたらお願いいたします。
(意見なし)
はい、ご意見ないようですので、採決に入らせて頂きます。
第3号議案農地法第5条許可申請について、許可に賛成の方は挙手
をお願いします。
(賛成者挙手)
議 長 はい、全員賛成ということで、許可を決定させていただきます。
議 長 続きまして、第4号議案、農業経営基盤強化促進法による農地利用
集積計画について(利用権設定・利用権移転)ということで、事務局
の説明をお願いします。
事務局 それでは第4号議案農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積
計画についてご説明いたします。議案資料3頁目をご覧ください。
【第4号議案農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画につ
いて議案書をもとに朗読】
議 長 はい、ただ今の第4号議案につきては何かご意見、ご質問がござ
いましたらお願いいたします。
(意見なし)
議 長 ご意見ないようですので、第4号議案につきては、承認とさせて
頂きます。
それでは最後のその他の項目に入らせて頂きます。事務局、お願い
します。
事務局 今後の予定でございますが、年度が改まりまして、4月17日火曜
日に総会の開催を予定しております。また、5月の総会につきては、
5月8日火曜日を予定しておりますので、よろしくお願ひし
ます。
議 長 他にご意見・ご質問はありませんか。
それではご意見もないようですので、これをもちまして、平成29
年度3月の総会を閉会とさせていただきます。
ありがとうございました。

(午前10時10分 閉会)

上記議事録を作成し、その相違ないことを証するためここに署名押印する。

平成30年3月15日

議 長

署名委員

署名委員